

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成２４年度上半期）について

平成２４年１０月１７日

公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者１５０名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成２４年４月から９月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見の概要は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照。）。

１ 公正取引委員会の今後の活動について

今後、公正取引委員会に期待すること、公正取引委員会の活動に対する要望等に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 事業者に対する啓発は大事であり、特に、担当者レベルの人たちに対する講習会に力を入れてはどうか。（北海道）
- ・ 優越的地位の濫用については、以前と比べれば不当な返品や従業員派遣要請などは減ってきている。これは、公正取引委員会の取組の成果だと思うので、今後も引き続き監視を行ってほしい。（関東甲信越）
- ・ 今後、最も重要なことは広報活動であり、その最も効果的な方法は、同業者の会合において独占禁止法や下請法の説明を行うことだと思う。（中部）
- ・ 消費増税に伴う価格転嫁については、中小企業がなかなか転嫁を実施できないなどの問題が生じることが考えられ、国レベルで対応する必要がある。反面、便乗値上げの問題もあると思われるのでその面でも注視してもらいたい。（近畿）
- ・ 現在、公正取引委員会の地方事務所・支所等が、景品表示法の相談窓口となることがホームページに掲載されており、役に立つことであると考えている。引き続き景品表示法の相談・事件調査に対応してもらいたい。（近畿）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 ０３－３５８１－３６４９（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図る観点から、商工会議所等の各団体との連携の強化に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 団体の役職員を対象として、説明会をもっと開催していただければと思う。個別の企業から団体に相談があった際に、役職員がある程度の知識を持っていれば、対応できる。(北海道)
- ・ 地方都市には、独占禁止法や下請法に精通した弁護士はいないと思われる。特に、下請事業者を多く抱える地方都市では、下請法に関する潜在的な問題は多いと考えられる。一般向けや商工会議所の役員等への講習会も必要であるが、今後は各地の弁護士会への周知を検討されたい。(中国)
- ・ 違反行為に対する抑止力の維持は、事件処理とその公表だけでなく、説明会の開催等の日々の広報活動に支えられている面が多分にあると考えている。説明会の実施に際しては、これまで連携してきた各団体の活動を十分に把握し、各団体が行う既存の会議などの機会を利用させてもらうようにすると、公正取引委員会と各団体との連携も更に強化されるのではないかと考える。(四国)
- ・ 地方有識者との懇談会については、商工会議所や商工会に加えて、経済同友会や青年会議所も対象にしてはどうか。いずれも例会を開いており、その場で説明することができれば、各社のトップに直接話を聞いてもらえるので効果的である。(九州)
- ・ 税理士会と連携してはどうか。どんな企業でも税理士は付いており、税理士はコンサルタントを兼ねているので、経営実態にも詳しい。税理士会において、独占禁止法や競争政策の研修ができればよいと考える。(沖縄)

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

公正取引委員会が一般消費者・学生向けの広報・広聴活動として実施している一日公正取引委員会、消費者セミナー、独占禁止法教室等について、実施対象者、配布資料、内容等の改善策に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 公正取引委員会の仕事は、自分たちの生活とは無縁であると考えている人も多いだろうから、その仕事一般の人々の生活にどのような効果を及ぼしているかを伝える普及啓発活動は大切である。中高生に対する独占禁止法教室の実施は、長い目で見れば、公正取引委員会を理解し協力してくれる人が増え、公正取引委員会が得られる情報も増えるという好循環につながる。(東北)
- ・ 独占禁止法教室については、競争の重要性を学ぶということのほか、子供の頃から様々なものを見聞し、自分の職業・夢を持つきっかけになると思うので、良

い取組と思う。「会社とは」、「取引とは」、「競争とは」どういうものを教え、子供に将来を考えるチャンスを与えることは必要である。(中部)

- ・ 企業が独占禁止法を遵守するインセンティブを持つためには、競争の重要性を一般消費者にも広めることが必要だが、公正な競争の一般消費者へのメリットが十分伝わっていないのではないか。広報活動ではこの点が一般消費者に実感として伝わるような工夫をしてほしい。(近畿)
- ・ 消費者セミナーについては、県単位の広域の消費者団体だけでなく、市町村単位で活動している消費者団体に対しても開催していただきたい。(九州)

4 電力市場における競争の在り方について

電力市場における競争の実態、有効な競争を確保するために必要と考えられる方策等に関する意見を聴取した。

(注) 聴取した意見については、平成24年9月21日に公表した報告書「電力市場における競争の在り方について」の作成に当たり、参考としている。

主な意見の概要

- ・ 電力会社と新電力との間の競争を促進するため、電力会社を発電部門と送電部門に分離するなど、政策として電力市場の競争環境が整備されることを期待している。(東北)
- ・ 公正取引委員会が、専門的な見地から電力市場について意見を述べてきたことは評価できる。今後も、専門的な立場から、言うべきことはしっかりと言う必要がある。また、公正取引委員会がこのような政策提言を行っていることをもっと周知すべきである。(関東甲信越)
- ・ 東京電力の電力料金値上げに対して、優越的地位の濫用のおそれがあるとして、公正取引委員会が注意を行った件は一般消費者に問題意識が伝わりやすい案件だったと思う。一部の需要者からは落胆の声もあったようだが、逆にいえば公正取引委員会にそれだけ期待が寄せられていることの現れではないかと思う。電力市場の競争促進については引き続き力を入れていただきたい。(近畿)
- ・ 電力の自由化について、新規に電力を供給する企業が現れることは、競争単位が増えることとなり、様々なメリットを生むため良いことであるのは間違いない。一方で供給の安定性や競争体制の監視なども重要となることから、公正取引委員会に期待する部分は大きい。(中国)
- ・ 企業向けの電気料金は自由料金であるため、企業は電力会社と交渉できるが、消費者は交渉できない。自由料金と規制料金が併存する中、企業向けの低価格のしわ寄せを消費者が受けるのは問題である。(九州)

5 その他

主な意見の概要

- ・ 東日本大震災後、災害復興工事の件数が多く、各種建設資材の価格も高騰している。また、消費税増税が資材高騰に拍車をかけるのではないかという声もよく聞く。公正取引委員会には、引き続き、談合等の監視に努めていただきたい。（東北）
- ・ 課徴金減免申請の件数が多いことに驚いた。申請件数の多さを積極的に広報すると、課徴金減免制度の活用が更に進むのではないかと思う。（関東甲信越）
- ・ 急成長している会社は、コンプライアンス体制が不十分なことがあると思う。競争が活発に行われ企業が成長することは良いことなのだから、会社の成長にコンプライアンス体制が追いつくような手助けをする必要がある。（中部）

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ カルテル、入札談合についての啓発は十分かと思うが、優越的地位の濫用や下請法については、まだまだ啓発が必要だと思う。
- ・ 事業者に対する啓発は大事であり、特に、担当者レベルの人たちに対する講習会に力を入れてはどうか。
- ・ 消費税増税分の価格への転嫁については、中小企業が転嫁できずに泣き寝入りすることのないようにしてほしい。
- ・ 消費者庁は人員不足という問題があり、景品表示法の分野については、公正取引委員会にはこれからも頑張ってもらわないといけない。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 団体の役職員を対象として、説明会をもっと開催していただければと思う。個別の企業から団体に相談があった際に、役職員がある程度の知識を持っていれば、対応できる。
- ・ 商工会議所には、「何かあったら取り次いでください」というのではなく、担当者を置いて、公正取引委員会と定期的に会合を持って情報を上げてもらうようにしてほしい。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 独占禁止法教室は非常に大事だと思うので、もっと実施してほしい。
- ・ 独占禁止法教室では、「この言葉は知っているだろう」という前提で講義を進めるのではなく、易しい言葉を使うようにした方がよい。

4 電力市場における競争の在り方について

- ・ 電力分野における競争が活性化することによって得るものがあるという情報を消費者に提供してもらえればと思う。
- ・ 震災に伴う電力の問題が起きて、今まで地域独占でやっていたことのもろさ、弊害がはっきりと出てきている。電力市場においても、何らかの競争は必要であり、せめて送電部門の分離だけでも実施しないといけないと考える。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 中小企業にとっては、消費税増税後の転嫁の問題が最大の関心事であり、転嫁できなければ経営が著しく困難になる中小企業も多いと思うので、公正取引委員会にはきちんと監視していただきたい。
- ・ 自由化等一旦設計された制度は一定期間後に見直しが必要であり、それまでに顕在化した問題については、検討を行った上で見直しに反映させるべきである。公正取引委員会が、競争政策の観点から、規制緩和や自由化によって実質的に競争が導入されたかを評価し、率先して情報を発信することを期待している。
- ・ これを行ったら違法という評価が確立している行為については、公正取引委員会はよく対処していると思う。今後は、合法・違法の線引きの難しいグレーゾーンについて、明確な判断基準を示してほしい。
- ・ 小売業者の売上に占めるプライベートブランド商品の割合が高くなっており、プライベートブランド商品の価格競争が激化し、そのしわ寄せがメーカーに来ている。地方の小規模なメーカーには、小売業者から厳しい条件が課されることが多いので、注視してほしい。
- ・ 地方の事業者、特に個人事業者は、国の行政機関は遠い存在であり自社には関係のないという認識を持っていることが多い。公正取引委員会は、今まで以上に地方に出向いて、地元事業者との接点を設けることが必要ではないか。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 中小事業者には、下請法の規定に基づいて減額されていた下請代金が返還されるようなシステムを知らない者が多いのだろうと思う。引き続き、講習会等を積極的に開催すべきである。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 公正取引委員会の仕事は、自分たちの生活とは無縁であると考えている人も多いだろうから、その仕事が一般の人々の生活にどのような効果を及ぼしているかを伝える普及啓発活動は大切である。中高生に対する独占禁止法教室の実施は、長い目で見れば、公正取引委員会を理解し協力してくれる人が増え、公正取引委員会が得られる情報も増えるという好循環につながる。
- ・ 若者は最近新聞を読まないと言われているので、新聞発表による広報よりも、独占禁止法教室の開催による学校単位あるいは企業単位での広報が重要になってくるものと思われる。

4 電力市場における競争の在り方について

- ・ 新エネルギーを政府が買い取る制度が導入されることにより、新電力の新規参入が促進されるのではないかと考えている。しかしながら、広く住民に対し供給責任があることを理由に地域独占制度を認めてきたという背景もある。競争原理を導入することにより、利益の出る地域だけ事業を行うという新電力も出てくるのが懸念される。
- ・ 電力会社と新電力との間の競争を促進するため、電力会社を発電部門と送電部門に分離するなど、政策として電力市場の競争環境が整備されることを期待している。
- ・ 東京電力が、震災直後の3月14日に、取引所取引に伴う託送供給を一方的にストップしたことにより、卸電力取引所においてスポット取引ができなくなってしまったことがあったが、このように地域電力会社がいざとなれば一方的に託送供給を止められるのであれば、託送による電力供給事業はビジネスとして成立しなくなってしまう。
- ・ いわゆるクリーンエネルギーの方が値段が高かったとしても、購入する一般消費者はいるはずである。家庭部門での小売自由化により、仮に電力の価格が下がらなかったとしても、一般消費者が、自らの意思に基づいて、小売事業者を自由に選択できる余地が広がることが重要であると思う。

5 その他

- ・ 東日本大震災後、災害復興工事の件数が多く、各種建設資材の価格も高騰している。また、消費税増税が資材高騰に拍車をかけるのではないかという声もよく聞く。公正取引委員会には、引き続き、談合等の監視に努めていただきたい。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 優越的地位の濫用については、以前と比べれば不当な返品や従業員派遣要請などは減ってきている。これは、公正取引委員会の取組の成果だと思うので、今後も引き続き監視を行ってほしい。
- ・ 公正取引委員会には、今後も、経済の変化に応じて、新しい事業分野や、新しい流通形態などにおいても独占禁止法違反が行われていないか目を向けて対応してほしい。
- ・ 消費税率が今後二度にわたり引き上げられることに伴い、公正取引委員会には、中小企業が消費税率引上げ分を適正に価格に転嫁できるような対策を講じてほしい。また、転嫁カルテル等に関する公正取引委員会の考え方を早期に示してほしい。
- ・ グローバル化の進展に伴い、海外で事業活動を展開する事業者が増えてきている。公正取引委員会として、これらの事業者に対して今後の事業展開に資するよう適切な教育や指導を行うとともに、海外の競争当局との連携を深化させ、積極的な海外展開に助力できる体制作りを目指してほしい。
- ・ 消費者が、景品表示法の問題について、どこに相談・申告すればよいか明確になるように、公正取引委員会の地方事務所・支所等が景品表示法についての相談対応や調査を行っていることを更に周知した方がよい。周知の方法としては、例えば、措置命令の報道発表の際、消費者庁と地方事務所・支所等の連名にする、消費者セミナーや独占禁止法教室の場で紹介するなどが考えられる。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 消費者団体との連携については、東京の団体や以前からある団体との連携に偏りがちであるが、地方の新たな消費者団体に対しても公正取引委員会の活動を伝えていくことが有益ではないかと思う。
- ・ 独占禁止法ネットワークについては、全国の商工会議所が独占禁止法の相談窓口となっていることが依然として事業者に浸透していない状況であると思われる。各県の商工会議所連合会に掛け合い、地元にある各団体に改めて周知してはどうか。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 例えば、税務署では、「税を考える週間」というものがあり、各地域単位で標語や作文を募集し表彰している。また、小学生のうちから税金の使い道などについて租税教育を行っている。独占禁止法を小学生に理解してもらうのは難しいだろうが、中学生や高校生に対する教育にもっと力を入れ、若いうちから独占禁止法に慣れ親しんでもらうことが大切ではないか。

- ・ 若者は競争嫌いで、独占禁止法についての大学の講義で、競争と共存共栄どちらを好むかを学生に尋ねると、ほとんどの学生が共存共栄を選ぶ。このため、独占禁止法教室で、中学校、高校の早い段階から、競争の重要性を教えるのは有益である。
- ・ 若い世代に向けたサービスを更に向上させることを期待する。例えば、公正取引委員会のホームページ上から授業で使えるような教材をダウンロードできるようなサービスを行ってはどうか。

4 電力市場における競争の在り方について

- ・ 公正取引委員会が、専門的な見地から電力市場について意見を述べてきたことは評価できる。今後も、専門的な立場から、言うべきことはしっかりと言う必要がある。また、公正取引委員会がこのような政策提言を行っていることをもっと周知すべきである。
- ・ 公正取引委員会が東京電力に対して注意した案件は、公正取引委員会も電力市場について物申すということを知らしめた。これは、世間の目が電力市場に向いている中で良いことだったと思う。公正取引委員会には、今後も電力分野について注視してほしい。

5 その他

- ・ 多額の予算をかけて、東日本大震災の復興事業が行われているが、公共工事や物品調達などの入札において、入札談合が行われることがないよう、公正取引委員会にはしっかり監視してほしい。
- ・ 課徴金減免申請の件数が多いことに驚いた。申請件数の多さを積極的に広報すると、課徴金減免制度の活用が更に進むのではないかと思う。
- ・ 政策評価の評価指標について、独占禁止法違反の摘発等によって得られる利益だけでなく、市場の拡大、GDPの拡大という観点も評価指標に取り入れることはできないだろうか。市場において独占禁止法違反行為が行われている場合、需要者の中には購入しないことを選択する者もいる。公正取引委員会が独占禁止法違反の摘発等を行うことによる需要の増加を積極的に評価してもよいのではないか。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 今後、最も重要なことは広報活動であり、その最も効果的な方法は、同業者の会合において独占禁止法や下請法の説明を行うことだと思う。
- ・ 公正取引委員会も消費者庁も人手が足りない中でお互いに協力する必要がある。どのような協力体制を採るのかを国民に示し、景品表示法の事件処理における公正取引委員会の存在意義をPRする必要がある。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 悩んでいる人は情報を求めており、悩んでいる人が直ちに公正取引委員会に連絡・相談できるようにするには、日頃のネットワーク作りが肝心である。そのためには、講習会を定期的に行うなど、つながりを保つことが有効だと思う。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 商工会議所、商工会等を通じて独占禁止法や下請法について分かりやすく紹介したパンフレットを配布し普及啓発を図るとともに、パンフレットの内容を違反行為者に対する制裁の厳しさを強調するものにするとよい。
- ・ 独占禁止法教室については、競争の重要性を学ぶということのほか、子供の頃から様々なものを見聞し、自分の職業・夢を持つきっかけになると思うので、良い取組と思う。「会社とは」、「取引とは」、「競争とは」どういうものかを教え、子供に将来を考えるチャンスを与えることは必要である。

4 電力市場における競争の在り方について

- ・ 発送電の分離について、消費者にはほとんど知識がない。国はもっと分かりやすい情報を消費者に提供すべき。また、公正取引委員会は政府の中で消費者の代弁をしてほしい。

5 その他

- ・ 急成長している会社は、コンプライアンス体制が不十分なことがあると思う。競争が活発に行われ企業が成長することは良いことなのだから、会社の成長にコンプライアンス体制が追いつくような手助けをする必要がある。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 小売業者による優越的地位の濫用について排除措置命令や課徴金納付命令がなされているが、メーカーと卸売業者との取引など、他の分野においても、同様に優越的地位の濫用が行われていると考えられるので、引き続き、そのような分野についても目を光らせてほしい。
- ・ 消費増税に伴う価格転嫁については、中小企業がなかなか転嫁を実施できないなどの問題が生じることが考えられ、国レベルで対応する必要がある。反面、便乗値上げの問題もあると思われるのでその面でも注視してもらいたい。
- ・ 現在、公正取引委員会の地方事務所・支所等が、景品表示法の相談窓口となることがホームページに掲載されており、役に立つことであると考えている。引き続き景品表示法の相談・事件調査に対応してもらいたい。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 違反行為は我々の身近なところにもあるように思うが、公正取引委員会は敷居が高く感じられるため、申告しにくい。このため、例えば、消費者セミナーや中学生向けの独占禁止法教室で用いているような分かりやすい資料を商工会議所を通じて事業者配布するなど、公正取引委員会がより身近に感じられるような広報活動に努めるべきである。
- ・ 事業者団体との連携は着実に進んでいるように感じるが、事業者団体の方から来てほしいと言われるような、より積極的な広報活動を行うことが望まれる。また、経営者層、中間管理職層、営業職層など各層別の講習会を実施し、いずれの層からも独占禁止法や下請法についての共通の認識や理解を得るよう努力する必要がある。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 企業が独占禁止法を遵守するインセンティブを持つためには、競争の重要性を一般消費者にも広めることが必要だが、公正な競争の一般消費者へのメリットが十分伝わっていないのではないかと。広報活動ではこの点が一般消費者に実感として伝わるような工夫をしてほしい。

4 電力市場における競争の在り方について

- ・ 東京電力の電力料金値上げに対して、優越的地位の濫用のおそれがあるとして、公正取引委員会が注意を行った件は一般消費者に問題意識が伝わりやすい案件だったと思う。一部の需要者からは落胆の声もあったようだが、逆にいえば公正取引委員会にそれだけ期待が寄せられていることの現れではないかと思う。電力市場の競争促進については引き続き力を入れていただきたい。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 今後は、大企業以外の中規模事業者も、日本国外、特にアジア諸国において経済活動を行う機会が増えると思われる。中国等での事業展開については、競争法が浸透していないこともあり、なかなか事業展開が難しい面がある。公正取引委員会においては、アジアの諸外国に対し、競争法について様々な支援等を実施していると聞いているが、今後、アジア諸国の競争法のスタンダードを作るなどの取組について検討してほしい。
- ・ 景気の低迷や、産業構造の変化もあり、従来からの取引方法が変化してきているので、過去に調査した業種・分野についても継続して注視してもらいたい。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 地方都市には、独占禁止法や下請法に精通した弁護士はいないと思われる。特に、下請事業者を多く抱える地方都市では、下請法に関する潜在的な問題は多いと考えられる。一般向けや商工会議所の役員等への講習会も必要であるが、今後は各地の弁護士会への周知を検討されたい。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 公正取引委員会についてあまり知らない消費者が最も興味を持つのは、公正取引委員会の活動により、消費者がどのような利益を得ているのかということだと思う。年間の摘発件数を示すことも当然重要であるが、政策評価で実施されているように、個々のカルテル事件を摘発したことにより、どれだけの消費者利益が守られたのか、具体的な数字を示すなどのアプローチが必要だと思う。
違反行為によって消費者が結局損をすることになるという全体の流れが消費者に見えるような説明が必要である。「見える化」をキーワードに広報活動をしていただきたい。
- ・ 公正取引委員会は取締り官庁であるがゆえに、企業から見ればあまり関わりたくないとの印象があることは事実だと感じるが、他方、違反行為の未然防止の観点からすれば、相談や広報活動に関しては、「敷居は低い」ということをもっと上手にアピールする必要があるのではないか。一般の国民にまずは公正取引委員会を知ってもらうという点では、小説やテレビドラマ、漫画などで取り上げてもらうことが有効だと思う。
- ・ 景品表示法は公正取引委員会が所管する法律ではないが、引き続き地方事務所等において景品表示法違反事件の調査業務等を行っているのであれば、消費者セミナーや他の研修会において、広報することが重要ではないか。

4 電力市場における競争の在り方について

- ・ 今後、一般家庭向けの電力分野についても自由化されることになると思うが、公正取引委員会は、正常な競争が行われるよう市場を管理・監視するなど重要な役割を担うことになると思うので、期待している。
- ・ 電力の自由化について、新規に電力を供給する企業が現れることは、競争単位が増えることとなり、様々なメリットを生むため良いことであるのは間違いない。一方で供給の安定性や競争体制の監視なども重要となることから、公正取引委員会に期待する部分は大きい。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 東京電力の値上げ事案に関する公正取引委員会の対応を迅速に公表したことはインパクトがあったと思う。注意案件であっても、社会的ニーズの高い活動に関しては積極的に発言していくべきであり、そうすることにより、公正取引委員会の社会的存在感が高まる。
- ・ 食品等の表示内容は、一般消費者の商品選択基準として価格に並んで重要かつ決定的なものであり、常に関心の高いものである。一般消費者の身近なところで活躍する公正取引委員会の存在感を高めるチャンスであるため、今後も表示について積極的な調査を行い、事件の摘発・公表に力を入れていくべきであるとする。
- ・ 景気の回復が長期的に見込まれない経済環境が続いているため、下請法違反事案が増えてくるのではないかと考えられる。各種の説明会開催とともに、厳正な調査を行っていかなければならない。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 違反行為に対する抑止力の維持は、事件処理とその公表だけでなく、説明会の開催等の日々の広報活動に支えられている面が多分にあると考えている。説明会の実施に際しては、これまで連携してきた各団体の活動を十分に把握し、各団体が行う既存の会議などの機会を利用させてもらうようにすると、公正取引委員会と各団体との連携も更に強化されるのではないかと考える。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 公正取引委員会の存在を最も強く示す形で、国民にその権威を印象付ける広報は、事件処理に関する報道である。これにより、継続的に国民の関心を公正取引委員会の活動に向けることができ、これを説明会等の活動とリンクさせることでインパクトのある広報活動ができるのではないかと考える。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 今後、消費税の転嫁カルテルが認められる可能性があるが、その場合、業界団体等が本体価格のカルテルまで行うことが懸念されるので、監視を強めてほしい。
- ・ 企業結合について、海外との競争力を高める意味は理解できるが、国内において価格決定権を強めていく可能性があることから、企業結合を容認した後ににおけるフォローアップ調査が重要である。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 地方有識者との懇談会については、商工会議所や商工会に加えて、経済同友会や青年会議所も対象にしてはどうか。いずれも例会を開いており、その場で説明することができれば、各社のトップに直接話を聞いてもらえるので効果的である。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 消費者セミナーについては、県単位の広域の消費者団体だけでなく、市町村単位で活動している消費者団体に対しても開催していただきたい。
- ・ 公正取引委員会の地方事務所・支所等においても、消費者向けのアプローチを強化し、景品表示法のPR活動を積極的に行うべきである。

4 電力市場における競争の在り方について

- ・ 企業向けの電気料金は自由料金であるため、企業は電力会社と交渉できるが、消費者は交渉できない。自由料金と規制料金が併存する中、企業向けの低価格のしわ寄せを消費者が受けるのは問題である。

5 その他

- ・ 不況になると法を守らない企業が出てくるが、コンプライアンスを重視することが、結果として企業の持続につながる。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会の今後の活動について

- ・ 優越的地位の濫用の実態を把握するため、主な産業分野での新規の実態調査や、調査を実施済みの分野の再調査が必要である。
- ・ 沖縄は中小企業が多く、仕事を確保することを第一に考え、取引先からの要求も甘んじて受け入れるしかないという関係の中で優越的地位の濫用は見過ごされがちである。優越的地位の濫用に関する普及啓発は重要である。
- ・ 沖縄は、食品のブランド表示で問題があり、観光のイメージ悪化につながっているため、景品表示法違反の監視体制を強めてもらいたい。

2 独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について

- ・ 税理士会と連携してはどうか。どんな企業でも税理士は付いており、税理士はコンサルタントを兼ねているので、経営実態にも詳しい。税理士会において、独占禁止法や競争政策の研修ができればよいと考える。

3 一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について

- ・ 受験生はホームページで情報収集しており、ホームページをいかに分かりやすいものにするかが重要である。視覚的に訴求力のある、分かりやすく、なじみがあって、公正取引委員会の仕事がいかに企業の事業経営と関係があるんだと実感できるようなインパクトのあるホームページを作ることが求められる。
- ・ 公正取引委員会のパンフレットは、とても良くできており、非常に分かりやすい。企業の方には、中身を理解してもらって、企業経営に役立ててもらえればよいと考える。